

# 分析レポート

## 国内・海外経済金融

### 環境金融を巡るこれまでの経緯

安藤 範親

#### 環境金融とは

環境金融とは、金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていく手法と定義されている。

金融サービスとしては、環境配慮型企業向けの私募債や特別金利融資、個人に対するエコ住宅ローンの金利優遇、環境配慮行動をサポートする保険などがある。

近年、社会的影響力の大きい金融機関の業務を通じて課題解決を図るという手法が用いられているが、環境対策などに金融機能を使うという考え方が生まれたのは、いつ頃からだろうか。

#### 60年代:米アスベスト被害

それは、60年代のアメリカに始まる。当時、アスベストによる健康被害が相次いで発覚、被害者から損害賠償訴訟を受けた企業は、さらに賠償責任保険を引き受けている保険会社に支払いを求め訴訟を起こした。

その結果、米調査機関ランド研究所によると02年までに訴訟の被告となった企業や保険会社は8,400社以上、支払った賠償金や訴訟関連費用は総額700億ドル（約5.8兆円）。これらの費用負担が原因で73社が破たんし、米経済に深刻な影響を及ぼすこととなった。

こうした事件を通じて、環境問題を発端とする保険の賠償請求や貸出先の破たんなどの新たなリスクが顕在化したのである。

#### 70~80年代:スーパーファンド法成立

78年には米ナイアガラ滝近くのラブキヤナル運河における廃棄物埋め立て跡地において健康被害問題が表面化し、80年にアメリカ環境保護庁（EPA）は有害廃棄物の汚染浄化を目的に「包括的環境対策・補償・責任法（スーパーファンド法）」を制定した。

汚染には速やかな対応が必要なことから、汚染調査や浄化はEPAが行い、石油税などで創設したスーパーファンドと呼ばれる16億ドルの信託基金（86年に85億ドルに増額）が汚染責任者を特定するまでの間、浄化費用を賄うこととされた。

同法は、汚染原因を追究し汚染者負担の責任を問うのではなく、浄化費用負担者を決める点に特徴があり、負担金不足が生じないように、有害物質に関与した全ての潜在的責任当事者に負担を求めた。そのため、潜在的責任当事者は、汚染された当時や現在の所有者・管理者、有害物質の発生者、輸送業者や融資金融機関など広範囲に及んだ。その結果、金融機関は、土壤汚染の浄化費用について多額の保険金支払いや融資先施設の浄化責任を求められた。

以降、金融機関は取引を行う際に企業の所有する施設や不動産などの環境リスクを洗い出す調査（環境デューデリジェンスと呼ぶ）を行うようになり、環境金融が始まった。

#### 90年代:国際社会への広がり

一方、酸性雨やオゾンホール、地球温暖化など全地球規模の環境問題が顕著に

なり、国際社会全体で対応する必要から、92年には国連環境計画（UNEP）と金融機関の自主的な協定に基づく「国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）」が創設された。UNEP FIは、金融機関のさまざまな業務において、環境および持続可能性に配慮した最も望ましい事業のあり方を追求し、これを普及、促進するため調査・情報交換などを行う機関である。現在、約200の金融機関（国内：19社）が参加している。

こうした世界の動きの中で、国内では環境問題への対応が優れた企業などに投資を行う「SRI（社会的責任投資）ファンド」（投資信託の総称）が、99年の日興工コファンドを皮切りに次々生まれた。

## 00年代：自主行動の進展

03年には東京でアジア地域初のUNEP FI国際会議が開催され、環境に資する金融商品の開発などを掲げた「東京原則」が採択された。これを受けて04年には世界初の環境格付け融資が国内でスタートしている。

また、自然環境や地域社会に大きな影響を与える大規模開発プロジェクトに対し、環境NGO等から民間金融機関に環境リスク評価を求める声が高まつたことで、03年にシティグループ等4社を中心とした民間金融機関が、国際金融公社（IFC）と連携して「赤道原則」を策定した。同原則は、1,000万米ドル以上のプロジェクトファイナンス（プロジェクトの事業性を評価する資金提供）を行う際に、自然環境や社会に与える影響を十分に考慮して実施するとともに、プロジェクト終了時まで定期的なモニタリングや是正措置

を行うことなどを定めている。現在、約70（国内：3社）の民間金融機関が同原則に従うことを採択している。

04年には国連のアン第7代事務総長が「国連グローバル・コンパクト（GC）」を提唱、人権・労働・環境・腐敗防止に関する10の原則を企業が自発的に遵守し実践するよう要請した。またGCは、レポートを発行し、その中でESG（環境、社会、企業統治）の課題を踏まえた投融資の重要性を示した。06年にはこれを基にした「責任投資原則（PRI）」が発表され、投資会社が資産運用においてESGの課題を反映させるためのガイドラインとなった。現在870以上（国内：15社）の企業が同原則を採択している。

以降、08年2月には米大手金融機関が石炭火力発電所への投融資基準を厳しくする「炭素原則」が、同年12月には、金融機関のCO<sub>2</sub>排出量抑制や環境対策への積極的な融資などを義務付けた「気候原則」が発表されている。また、国内では環境省が環境金融の促進に向けた「日本版環境金融行動原則」を策定中であり、11年度にも本格的に動き出す予定だ。

以上のように環境金融の取組みは着実に進んでおり、今後の広がりも期待されている。しかし、上記行動原則などに参加した金融機関が、あらゆる金融サービスに対してその原則を反映させることは難しく課題として残る。環境金融を進める中で、金融機関は参加行動原則外の取引から発生するレビューテーションリスクに備えることも必要となるだろう。金融機関の社会的責任が試されている。